

## 公正取引委員会からの警告について

2019年1月24日  
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：本荘 武宏）は、本日、公正取引委員会より、当社がサービスショップ<sup>(※1)</sup>に当社ブランドのファンヒーターを販売する際に用いる予約注文制度<sup>(※2)</sup>の運用に関して、警告<sup>(※3)</sup>を受けました。

- \*1 ガスの開閉栓等の業務や当社ガス機器等の販売を実施頂く、当社が「サービスショップ」と認定した事業者
- \*2 季節商品であり冬季に著しく需要が高まるファンヒーターを、年度当初にサービスショップに年間の注文台数を決定頂き、計画的な生産により、安定的かつ安価でサービスショップに供給する制度
- \*3 警告の趣旨は、サービスショップに販売している当社ブランドのファンヒーターについて、サービスショップに対し、必要以上に購入させている疑いのある事実が認められ、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるというものです。

当社は、立ち入り検査を受けた2017年8月3日以降、サービスショップとの間におけるガス機器の取引条件等に関する公正取引委員会の調査に対し全面的に協力してまいりました。本件についての調査は終了しましたが、引き続き独占禁止法をはじめとする関係法令の遵守に努めてまいります。また、サービスショップと相互に協力してお客さまに各種サービスやガス機器等をお届けし、お客さまの豊かな暮らしに貢献してまいります。

以 上